

## 災害に係る協力体制に関する協定書 Q&A

### 第1条（目的）

Q1：本協定を締結することの意義について説明してください。

A1：東日本大震災などの大規模な災害が発生した時には、被災した図書館等の実情を現地に行って調査したり、人材を派遣して復旧の手伝いをしたり、物品調達のための手続きを要する時間がない緊急性を帯びた支援が必要な場合があります。

これまで本法人が行ってきた支援活動の経験から、このような場合に、同じ支援活動を行っている団体・企業等が連携協力して活動を行うことで、より有効な支援をし、被災した図書館等に係る情報についても多くの知識を得ることができました。本協定は、このような経験をもとに相互に連携協力する意思を持つ者同士で予め協議し、支援のためのルールを取り決めておくものです。

### 第4条（協力の要請）

Q2：協定を結ぶことが可能な団体や企業はどのような範囲で考えていますか。

A2：東日本大震災をはじめ比較的大きな災害時に、協力して支援を行ってきた団体や企業があり、これらの団体・企業様と実績に基づき協議を進めていきたいと思っております。

その他の団体・企業についても必要に応じて、協議を行っていきたく思っております。

Q3：本協定を結ぶことで、これまで各団体・企業で行ってきた災害支援事業は、どうなるのでしょうか。

A3：本法人を含め、本協定を締結した各団体・企業様が行う支援活動は従来そのまま続けていただきたく存じます。本協定は、被災した図書館等を支援するために、緊急かつ速やかに、協定したものの同士が双方納得したうえで、協力して支援にあたるためのルールを定めるものです。

### 第5条（協力の内容）

Q4：具体的にはどのような支援を協定に盛り込むことが可能と考えていますか。

A4：まず、被災した図書館等が復旧していく際、緊急に必要な諸設備、備品や物品があります。貸与が可能なものとして、ブックモービル（中古）、ブックトラック、扇風機・除湿器・空気清浄機、事務用机・事務用椅子、ステップ台、運搬箱、などがあげられます。支給品としては、未使用図書、防水シート、カビ除去スプレー、段ボール、プラスチックフィルム、余震に備えた資料落下防止シート、雑巾、軍手、マスク、ボランティア用飲用水などがあげられます。

また、人的支援としては、被災した資料のうち救済可能な資料区分などの助言、汚破損資料の修理指導、被災した書架の簡易修繕、破損した建物の復旧に向けた助言、IT 環境の応急設定などがあげられます。

以上の支援は、東日本大震災などの大災害に備え、団体・企業様とは、平常時にこそ非常の際

にどのような支援が可能かを協議しておき、これを協定という形で文書化しておくことで、適宜、適切な支援が可能となります。また、協定により可能となった支援可能な事柄を適宜公開しておくことで、被災した図書館等が本法人への緊急支援要請しやすくする環境をつくることも重要と考えます。

加えて、人的支援の場合の、人的費用負担や移動費用、さらには万一の場合の保険適用の内容を協定で文書化しておく必要があります。

Q5：確認ですが、各団体・企業は、大規模災害時に被災した図書館等への支援活動を可能な範囲で協定しておくという立場でよろしいか。

A5：各団体・企業様とは個別に協議を行い、団体・企業様個々の活動の延長として協力いただける範囲での協力をお願いいたします。協定書の形は、基本的には同じとなりますが、第5条（協力の内容）の部分は、各団体・企業ごとに、別々の内容となります。

## 第8条（調査研究等）

Q6：情報交換会で話し合われるテーマについて説明してください。

A6：東日本大震災では、本法人が働きかけて図書館等に支援している団体・企業様と定期的に情報交換会を行いました。その時の経験などを参考に、各団体・企業様及び本法人が行っている支援活動に係る情報交換を行うものです。内容としては、支援事業の推進に係る事項、防災及び復興支援に係る新たな知識や製品に係る情報交換などが考えられます。

## 第9条（費用）

Q7：被災した図書館等に支援した側から対価を請求される例があるのでしょうか。

A7：ある図書館で無償を前提に支援を受け入れたものの、支援した側の事情から対価を請求されて問題となった例が過去にありました。そのためこの協定に基づく支援活動では、支援された側が費用を負担しないことを基本原則として規定しました。

Q8：費用負担に係る基本的取り決めをしておかないと、後で問題になるということはないのでしょうか。

A8：基本的には、本法人からの要請に基づく支援活動が行われた場合でも、本法人に費用負担が生じないことが原則になります。ただし、不測の事態が生じ、本法人が臨時的に費用の一部を負担することも考えられます。その場合、本法人が負担する額の限度額を明示しておく必要はあると思います。

本法人では、毎年8月に公募形式で近時の災害で被災した図書館等への支援事業を行っていますが、その際支援額の基準を20万円にしており、原則としてそれを超えた額を負担することは困難と考えます。